

中国の国家情報法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

【目次】

はじめに

I 最近の国家安全関連立法と情報活動関連規定

- 1 最近の国家安全関連立法
- 2 国の情報活動に関する規定

II 国家情報法の制定経緯

- 1 立法趣旨
- 2 審議経過

III 国家情報法の概要

- 1 法の構成
- 2 主な内容

おわりに

翻訳：中華人民共和国国家情報法

はじめに

「法に基づく国家統治」⁽¹⁾を推進する中国の習近平政権は、国家安全体制の強化に関して法整備を重視し、新たな法律を多数制定してきた。そのような一連の国家安全関連立法の1つとして、2017年6月27日、国の情報活動に関する基本方針とその実施体制、情報機関とその要員の職権等について定める国家情報法⁽²⁾が制定された。国の情報活動に関する独立した法律が制定されたのは、中国においてこれが初めてである。

本稿では、中国の最近の国家安全関連立法と国の情報活動に関する規定、国家情報法の制定経緯とその概要を紹介し、あわせて同法の全文を訳出する⁽³⁾。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2017年10月6日である。

(1) 中国語原文は「依法治国」。「法に基づく国家統治」は習近平政権の基本的な施政方針の1つである。2014年10月23日、中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議（4中全会）で採択された「法に基づく国家統治の全面的推進における若干の重大問題に関する決定」（「中共中央关于全面推进依法治国若干重大问题的决定」）において、国家安全法制は立法の重点分野の1つに挙げられている。

(2) 「中华人民共和国国家情报法」国务院法制办公室〈http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/7/5/art_11_205605.html〉

(3) 中国の最近の一連の国家安全関連立法については、次の文献を参照。岡村志嘉子「【中国】反スパイ法の制定」『外国の立法』No.262-1, 2015.1, pp.18-19. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8896333_po_02620109.pdf?contentNo=1〉; 同「【中国】国家安全法の制定」『外国の立法』No.264-2, 2015.8, pp.18-19. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9480563_po_02640209.pdf?contentNo=1〉; 同「中国の新たな国家安全法制—国家安全法と反テロリズム法を中心に—」『外国の立法』No.267, 2016.3, pp.223-240. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9914666_po_0267009.pdf?contentNo=1〉; 同「中国の反テロリズム法」『外国の立法』No.268, 2016.6, pp.90-112. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10016375_po_02680005.pdf?contentNo=1〉; 同「【中国】海外NGO国内活動管理法の制定」『外国の立法』No.268-1, 2016.7, pp.16-17. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10133187_po_02680108.pdf?contentNo=1〉; 同「【中国】国家情報法の制定」『外国の立法』No.272-2, 2017.8, pp.20-21. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10404463_po_02720209.pdf?contentNo=1〉; 同「【中国】核安全法の制定」『外国の立法』No.273-1, 2017.10, pp.4-5. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10978293_po_02730102.pdf?contentNo=1〉; 同「海外法律情報／中国 新たな国家安全法制—国家安全法とテロ対策関連立法—」『論究ジュリスト』18号, 2016.夏, pp.96-97.

I 最近の国家安全関連立法と情報活動関連規定

1 最近の国家安全関連立法

2013年11月、中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（3中全会）において、国家安全政策を主導する国家安全委員会の創設が決定された。2014年4月15日、中央国家安全委員会⁽⁴⁾の第1回会議が開催され、習近平国家主席は、「総合的国家安全観」⁽⁵⁾を国家安全政策の新たな基本原則として打ち出した。それは、国家の安全という概念を極めて幅広い分野に適用し、包括的かつ効果的な安全の実現を目指すものであり、国家安全体系に含まれる安全として、①政治の安全、②国土の安全、③軍事の安全、④経済の安全、⑤文化の安全、⑥社会の安全、⑦科学技術の安全、⑧情報の安全、⑨生態系の安全、⑩資源の安全、⑪核の安全の11項目を掲げている⁽⁶⁾。

これらの安全を強化するための法的基盤整備として、2014年に反スパイ法⁽⁷⁾、2015年に国家安全法⁽⁸⁾、反テロリズム法⁽⁹⁾、2016年に国外NGO国内活動管理法⁽¹⁰⁾、サイバーセキュリティ法⁽¹¹⁾、2017年に国家情報法、核安全法⁽¹²⁾と、国家安全関連の様々な立法が行われてきた⁽¹³⁾。

各法律の概要は次頁の表1に示したとおりである。このうち、国家安全法には「総合的国家安全観」の全般的な内容がそのまま反映されている。その他の法律は、それぞれ個別分野の安全について規定したものである。

(4) 国家安全委員会の中央組織。その構成は、習近平国家主席を主席、李克強首相と張徳江・全国人民代表大会常務委員会委員長を副主席とし、関係省庁等の長が委員として参加している。

(5) 中国語原文は「总体国家安全观」。

(6) 「习近平主持召开中央国家安全委员会第一次会议强调 坚持总体国家安全观 走中国特色国家安全道路」『人民日报』2014.4.16。なお、「総合的国家安全観」について詳しくは、岡村「中国の新たな国家安全法制—国家安全法と反テロリズム法を中心に—」前掲注(3), p.225を参照。

(7) 「中华人民共和国反间谍法」国务院法制办公室〈http://www.chinalaw.gov.cn/art/2014/11/6/art_11_88227.html〉

(8) 「中华人民共和国国家安全法」同上〈http://www.chinalaw.gov.cn/art/2015/7/3/art_11_88233.html〉

(9) 「中华人民共和国反恐怖主义法」同上〈http://www.chinalaw.gov.cn/art/2015/12/28/art_11_88242.html〉

(10) 「中华人民共和国境外非政府组织境内活动管理法」同上〈http://www.chinalaw.gov.cn/art/2016/4/29/art_11_88253.html〉

(11) 「中华人民共和国网络安全法」同上〈http://www.chinalaw.gov.cn/art/2016/11/23/art_11_88260.html〉

(12) 「中华人民共和国核安全法」同上〈http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/9/4/art_11_206119.html〉

(13) このほか、上記11項目の安全に係る法改正としては、食品安全法（2015.4.24改正）、環境保護法（2014.4.24改正）、大気汚染防止法（2015.8.29改正）、水質汚染防止法（2017.6.27改正）などが挙げられる。いずれも改正により条数が大幅に増え、当該分野の安全の維持強化のため、実効性を重視した、より詳細な規定が盛り込まれている。

表 1 習近平政権下の国家安全関連立法

法律題名 (中国語題名)	公布・施行期日	条数	立法目的	章構成 (丸囲み数字は章番号)
反スパイ法 (反间谍法)	2014.11.1 公布 同日施行	40	スパイ行為を警戒・阻止・処罰し、国の安全を守る	①総則 ②スパイ取締活動における国家安全機関の職権 ③国民・組織の義務・権利 ④法的責任 ⑤附則
国家安全法 (国家安全法)	2015.7.1 公布 同日施行	84	国の安全を維持し、政権・国家制度を維持し、人民の根本的利益を保護し、改革開放・社会主義現代化を保障し、中華民族の偉大な復興を実現する	①総則 ②国家安全維持の任務 ③国家安全維持の職責 ④国家安全制度 ⑤国家安全の保障 ⑥国民・組織の義務・権利 ⑦附則
反テロリズム法 (反恐怖主义法)	2015.12.27 公布 2016.1.1 施行	97	テロ活動を警戒・処罰し、テロ対策の強化により、国の安全、公共安全、人民の生命・財産の安全を守る	①総則 ②テロ活動組織とテロリストの認定 ③安全警戒対策 ④情報収集 ⑤調査 ⑥対応処理 ⑦国際協力 ⑧保障措置 ⑨法的責任 ⑩附則
国外 NGO 国内活動管理法 (境外非政府组织境内活动管理法)	2016.4.28 公布 2017.1.1 施行	54	国外 NGO の中国国内での活動を法的に規制し、その合法的権利利益を保障し、交流・協力を促進する	①総則 ②登記・届出 ③活動規範 ④便宜提供 ⑤監督・管理 ⑥法的責任 ⑦附則
サイバーセキュリティ法 (网络安全法)	2016.11.7 公布 2017.6.1 施行	79	サイバーセキュリティを保障し、サイバー空間の主権、国の安全、公共の利益を守り、国民・法人等組織の合法的権利利益を保護し、経済・社会の情報化の健全な発展を促進する	①総則 ②サイバーセキュリティの支援と促進 ③ネットワーク運用の安全 ④ネットワーク情報の安全 ⑤監視・警戒と緊急対応処理 ⑥法的責任 ⑦附則
国家情報法 (国家情报法)	2017.6.27 公布 2017.6.28 施行	32	国の情報活動を強化・保障し、国の安全と利益を守る	①総則 ②国家情報活動機構の職権 ③国家情報活動の保障 ④法的責任 ⑤附則
核安全法 (核安全法)	2017.9.1 公布 2018.1.1 施行	94	核の安全を確保し、原子力事故の予防と緊急対応を行い、核エネルギーを安全に利用し、公衆と核関連従業者の安全と健康を維持し、生態系を保護し、経済と社会の持続可能な発展を促進する	①総則 ②核施設の安全 ③核原料物質と放射性廃棄物の安全 ④核事故緊急対応 ⑤情報公開と公衆参加 ⑥監督・検査 ⑦法的責任 ⑧附則

(注) 法律題名冒頭の「中華人民共和国」は省略。

(出典) 筆者作成。

2 国の情報活動に関する規定

国の情報活動は、国の安全の維持強化に直接的に関係する。2015年に制定された国家安全法では、第4章第2節（第51条～第54条）において、国の情報活動等に関する規定を設けている（表2参照）。

そのほか、反スパイ法第2章（第8条～第18条）はスパイ行為防止関連の情報活動について、反テロリズム法第4章（第43条～第48条）はテロ対策における情報活動について規定している。

表2 国家安全法における国の情報活動に関する規定

第51条	国は、一本化され、反応が機敏であり、正確かつ効率的で、運営が円滑な情報収集・判断・利用制度を整備し、情報業務の調整メカニズムを構築し、情報の適時収集、正確な判断及び有効な利用・共有を実現する。
第52条	国家安全機関、公安機関及び関係軍事機関は、職責分担に基づき、国家安全関連情報を法に従って収集する。 国家機関各部門は、職責履行の過程において、取得した国家安全関連情報を速やかに上級機関に届け出なければならない。
第53条	情報業務の実施においては、現代的な科学技術手段を十分に利用し、情報の鑑別、選別、統合及び判断・分析を強化しなければならない。
第54条	情報の報告は、適時、正確及び客観的でなければならず、報告に遅滞、漏れ、ごまかし及び虚偽があってはならない。

（出典）国家安全法を基に筆者作成。

II 国家情報法の制定経緯

1 立法趣旨

国家情報法の立法に当たり、次の3点が立法趣旨として掲げられた⁽¹⁴⁾。

- ・総合的国家安全観と法治の原則の下、国の情報活動の強化・保障及び人権の尊重・保障に留意し、国の情報活動に対し基本となる法的原則と法的根拠を提供する。
- ・これまでの国の情報活動の実績に基づき、業務上の実際的な必要性に立脚し、国の情報活動の実施体制等を規定する。
- ・国家安全法、反スパイ法、反テロリズム法等の規定との整合性を確保する。

「はじめに」で述べたように、中国にはこれまで国の情報活動について規定する独立した法律は存在しなかった。今回の法制化は、国の情報活動の在り方や実施体制について明確な法的根拠を示し、この分野においても「法に基づく国家統治」を推進することを目指すものである。国の情報活動は常に法律に依拠することが義務付けられ、また、国の情報活動に対する国民の権利義務についても法律で明確に定められることになった。

(14)「中华人民共和国国家情报法（草案）征求意见稿」2017.5.17. 中国法院网〈<http://www.chinacourt.org/article/detail/2017/05/id/2864643.shtml>〉

2 審議経過

国家情報法案は、2016年12月、第12期全国人民代表大会（全人代）常務委員会第25回会議に提出され、第1回審議が行われた。その後、共産党指導部、関係省庁等の意見を踏まえて練り直された法案が、2017年5月16日から6月4日まで意見公募に付された。その結果も踏まえ、法案修正の検討が続けられ、6月22日、全人代法律委員会で再修正法案が確定し、同日から開かれた全人代常務委員会第28回会議における第2回審議の後、6月27日に可決、成立し、同日公布された。施行日は2017年6月28日である。⁽¹⁵⁾

法案審議の過程では、規定内容の妥当性をめぐって多数の意見が出された。その大半は、①情報機関とその要員に係る職務規律の厳格化と監督の強化、②国民の権利利益の保護強化、③情報活動要員の身分保障の強化等が必要だとするものであり、これらの点を中心に規定内容が拡充された⁽¹⁶⁾。その結果、条数も、法案が意見公募に付された段階では全28か条であったが、成立時には全32か条となった。

III 国家情報法の概要

1 法の構成

国家情報法（全5章32か条）の構成は次のとおりである。

第1章：総則（第1条～第9条）、第2章：国家情報活動機構の職権（第10条～第19条）、第3章：国家情報活動の保障（第20条～第27条）、第4章：法的責任（第28条～第31条）、第5章：附則（第32条）。

2 主な内容

(1) 立法目的

国の情報活動を強化及び保障し、国の安全と利益を守ることを目的とする（第1条）。

(2) 国の情報活動の定義

国の情報活動は、①総合的国家安全観を堅持し、②国の重大な政策決定のための参考情報を提供し、③国の安全を危うくするリスクの警戒・除去のため情報面での支援を行い、④国の政権、主権、統一と領土保全、社会福祉、経済・社会の持続可能な発展及び国のその他の重大利益を守るものとする（第2条）。

(3) 国の情報活動の実施体制

国の情報活動は、中央国家安全指導機構、中央軍事委員会⁽¹⁷⁾、国家情報活動機構、関係国家机关により統一的に実施される。詳細は次のとおりである。

(i) 中央国家安全指導機構

国の情報活動に関して、統一的指導、政策方針及び全体的発展構想の策定、各分野の情報活動の連携・統一等をつかさどる（第3条第2項）。具体的には、中央国家安全委員会を指す。

(ii) 中央軍事委員会

中国人民解放軍における情報活動を統一的に指導する（第3条第3項）。

(15) 審議経過は、中国人大網〈<http://www.npc.gov.cn/>〉による。

(16) 「全国人民代表大会法律委员会关于《中华人民共和国国家情报法（草案第二次审议稿）》修改意见的报告」中国人大網〈http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-06/27/content_2024621.htm〉

(17) 軍の最高指導機関。同委員会主席は習近平国家主席。

(iii) 国家情報活動機構

国家安全機関（国家安全省⁽¹⁸⁾を指す。）、公安機関の情報部門（公安省⁽¹⁹⁾の中の情報部門を指す。）、軍の情報部門（中国人民解放軍の中の情報部門を指す。）の総称であり、それぞれの職責分担に基づき、相互に連携し、情報活動を行う（第5条第1項）。

(iv) 関係国家機関

各機関の職能及び任務分担に基づき、国家情報活動機構と密接に連携する（第5条第2項）。

(4) 国家情報活動機構とその活動要員の職権

国家情報活動機構は、業務上の必要に基づき、法に従い必要な方法、手段、経路を利用し、国内外で情報活動を行う（第10条）。

国家情報活動機構は、業務上必要な場合、技術的偵察措置⁽²⁰⁾及び身分保護措置⁽²¹⁾を講ずることができ（第15条）、税関・出入国検査での便宜供与を求めることもできる（第18条）。

活動要員は、業務上必要な場合、立入制限区域への立入りや関係資料の調査等（第16条）、交通・通信手段や土地建物の優先使用、接收等（第17条）を行うことができる。

一方で、国家情報活動機構とその活動要員は法に厳格に従うべきこと、職権の逸脱・濫用、国民の合法的権利利益の侵害、私利の追求、国家機密・営業秘密・個人情報の漏えいがあるてはならないことも明記されている（第19条）。

(5) 国民の権利義務

国民と組織は、法に基づいて国の情報活動に協力し、国の情報活動の秘密を守らなければならない。国は、そのような国民及び組織を保護する（第7条）。また、国の情報活動は、法に基づいて行い、人権を尊重及び保障し、個人及び組織の合法的権利利益を守るものでなければならない（第8条）。

国の情報活動への協力に起因する傷害、死亡、財産の損失に対しては、国の関係規定に基づき補償、優遇等の措置が講じられる（第25条）。

国民は、国家情報活動機構とその活動要員の違法行為や規律違反行為を告発又は告訴する権利を有する（第27条）。

おわりに

張徳江・全人代常務委員会委員長は、国家情報法の成立を受けて、「国家情報法は、国の情報活動と情報能力を強化するための力強い法的保障となるものである。各関係機関は同法を遵守し、法に従って職責を果たし、緊密な連携の下に国の安全と利益の維持を更に進めなければならない」と述べた⁽²²⁾。一方、国外メディアからは国家情報法について、中国共産党の一方独裁体制の安定のため、法治の名の下で統制を強めるものであり、国内外の組織や個人に対する監視や情報収集の強化につながりかねないなどとして、懸念が示さ

(18) 英文名称：Ministry of State Security.

(19) 英文名称：Ministry of Public Security.

(20) 通信傍受等のことを指す。

(21) 情報活動要員等に対する身分保護等の措置を指す。

(22) 「張徳江主持十二届全国人大常委会第二十八次会议闭幕会并发表讲话」2017.6.27. 新华网〈http://news.xinhuanet.com/politics/2017-06/27/c_1121222405.htm〉

れている⁽²³⁾。

国家情報法の各規定は、基本的には中国における従来の情報活動を明文化したものである。したがって、法施行により中国の情報活動をめぐる状況が大きく変化するとは考えられないが、今後、法制化の影響がどのような形で現れるかについては注視が必要であろう。

(おかむら しがこ)

(23) 「情報機関の職権強化法案を採択」『毎日新聞』2017.6.28; 「中国、国家情報法を施行 国内外の組織など対象か」『日本経済新聞』2017.6.29; 「中国が国家情報法を施行＝習政権、統制さらに強化」2017.6.28. 時事ドットコム〈<https://www.jiji.com/jc/article?k=2017062800774&g=int>〉; 「中国、国家情報法案を採択 国内外での諜報活動など規定」2017.6.28. ロイター〈<http://jp.reuters.com/article/china-security-lawmaking-idJPKBN19JORN>〉

中華人民共和国国家情報法

中华人民共和国国家情報法
(2017年6月27日第12期全国人民代表大会常務委員会第28回會議で可決、同日公布、
2017年6月28日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

【目次】

- 第1章 総則（第1条～第9条）
- 第2章 国家情報活動機構の職権（第10条～第19条）
- 第3章 国家情報活動の保障（第20条～第27条）
- 第4章 法的責任（第28条～第31条）
- 第5章 附則（第32条）

第1章 総則

第1条

国家情報活動⁽¹⁾を強化及び保障し、国の安全及び利益を守るため、憲法に基づき、この法律を制定する。

第2条

国家情報活動は、総合的国家安全観⁽²⁾を堅持し、国の重大な政策決定のために参考となる情報を提供し、国の安全に危害を及ぼすリスクを警戒及び除去するために情報面での支援を提供し、国の政権、主権、統一と領土保全、社会福祉、経済社会の持続可能な発展及び国のその他の重大利益を守るものとする。

第3条

国は、集中的で統一された、分担・協力方式による、科学的・効率的な国家情報体制を整備する。

中央国家安全指導機構⁽³⁾は、国家情報活動に対し統一的指導を行い、国家情報活動の方針を策定し、国家情報活動の発展全体を構想し、国家情報活動の調整メカニズムを整備し、各分野の国家情報活動を統合・調整し、国家情報活動における重大事項について研究及び決定を行う。

中央軍事委員会⁽⁴⁾は、軍における情報活動を統一的に指導し、実施させる。

第4条

国家情報活動は、公開活動と秘密活動の結合、専門要員による活動と大衆による活動の結合及び責任分担と相互協力の結合の原則を堅持する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2017年10月6日である。

(1) 中国語原文は「国家情報工作」。国による情報活動のことをいい、この翻訳においては全て「国家情報活動」と訳した。

(2) 中国語原文は「总体国家安全观」。国の安全という概念を政治、経済、文化、生態系など極めて幅広い分野に適用し、包括的・効果的にそれらの安全の実現を図るとする考え方。

(3) 中央国家安全委員会（国家安全政策を主導する組織）を指す。

(4) 軍の最高指導機関。

第5条

国家安全機関⁽⁵⁾並びに公安機関の情報部門⁽⁶⁾及び軍の情報部門⁽⁷⁾(以下「国家情報活動機構」と総称する。)は、職責分担に基づき、相互に協力し、情報活動を適切に実施及び展開する。

各関係国家機関は、それぞれの職能及び任務分担に基づき、国家情報活動機構と緊密に協力しなければならない。

第6条

国家情報活動機構及びその活動要員は、国と人民に忠誠を尽くし、憲法及び法律を遵守し、職務に忠実で、規律を厳格に守り、清廉であり、無私の精神で奉仕し、国の安全及び利益を断固として守らなければならない。

第7条

いかなる組織及び国民も、法に基づき国家情報活動に対する支持、援助及び協力を行い、知り得た国家情報活動についての秘密を守らなければならない。

国は、国家情報活動に対し支持、援助及び協力を行う個人及び組織を保護する。

第8条

国家情報活動は、法に基づいて実施し、人権を尊重及び保障し、個人及び組織の合法的権利利益を守るものでなければならない。

第9条

国は、国家情報活動において大きな貢献のあった個人及び組織に対し、表彰及び報奨を行う。

第2章 国家情報活動機構の職権

第10条

国家情報活動機構は、業務上の必要に基づき、法に従い必要な方法、手段及び経路を利用し、国内外において情報活動を行う。

第11条

国家情報活動機構は、国外の機構、組織及び個人が実施し、若しくは他人に指図若しくは資金援助して実施させた、又は国内外の機構、組織及び個人が結託して実施した中華人民共和国の国の安全及び利益に危害を及ぼす行為に関連する情報を法に従い収集及び処理し、上述の行為を警戒、阻止及び処罰するために根拠又は参考となる情報を提供しなければならない。

第12条

国家情報活動機構は、国の関係規定に基づき、関係する個人及び組織と協力関係を構築し、関連活動の実施を委託することができる。

第13条

国家情報活動機構は、国の関係規定に基づき、対外的な交流及び協力を行うことができる。

(5) 国家安全省（英文名称：Ministry of State Security）を指す。

(6) 公安省（英文名称：Ministry of Public Security）の中の情報部門を指す。

(7) 中国人民解放軍の中の情報部門を指す。

第 14 条

国家情報活動機構は、法に従い情報活動を行うに当たり、関係する機関、組織及び国民に対し、必要な支持、援助及び協力の提供を求めることができる。

第 15 条

国家情報活動機構は、業務上の必要に基づき、国の関係規定に従い、厳格な許可手続を経て、技術的偵察措置⁽⁸⁾及び身分保護措置⁽⁹⁾を講ずることができる。

第 16 条

国家情報活動機構の活動要員は、法に従い任務を遂行するに当たり、国の関係規定に基づき、許可を得て、必要な証明文書を提示することにより、立入りが制限されている関係区域・場所に立ち入り、関係する機関、組織及び個人に対し関係する状況について聴取又は質問を行い、関係する公文書、資料及び物品を閲覧又は押収することができる。

第 17 条

国家情報活動機構の活動要員は、緊急の任務を遂行する必要がある場合、必要な証明文書を提示することにより、通行の便宜を受けることができる。

国家情報活動機構の活動要員は、業務上の必要に基づき、国の関係規定に従い、関係する機関、組織及び個人の交通手段、通信手段及び土地建物を優先的に使用又は法により接收することができ、必要な場合、関連の活動場所及び施設・設備を設置することができる。任務の終了後は、速やかに返却又は原状回復し、かつ、規定に従い相応の費用を支払わなければならない。損失を生じさせたときは、補償しなければならない。

第 18 条

国家情報活動機構は、業務上の必要に基づき、国の関係規定に従い、税関、出入国検査等の機関に対し検査免除等の便宜供与を求めることができる。

第 19 条

国家情報活動機構及びその活動要員は、法に厳格に従って業務を行わなければならない。職権を逸脱若しくは濫用し、国民及び組織の合法的権利利益を侵害し、職務上の便宜を利用して本人若しくは他人の私利を貪り、又は国家機密、営業秘密若しくは個人情報を漏えいすることがあってはならない。

第 3 章 国家情報活動の保障**第 20 条**

国家情報活動機構及びその活動要員は、法に従い情報活動を行うに当たり、法律の保護を受ける。

第 21 条

国は、国家情報活動機構の整備を強化し、その機構設置、人員、編制、経費及び資産に対し特別な管理を実施し、特別な保障を与える。

国は、情報活動の必要に応じた採用、異動、考査、訓練、待遇、離職等の管理制度を構築する。

(8) 通信傍受等のことを指す。

(9) 情報活動要員等に対する身分保護等の措置を指す。

第 22 条

国家情報活動機構は、情報活動の必要に応じ、情報活動の実施能力を向上させなければならない。

国家情報活動機構は、科学技術的手段を活用し、情報に対する鑑別、選別、統合及び判断・分析の水準を向上させなければならない。

第 23 条

国家情報活動機構の活動要員が任務の遂行により、又は国家情報活動機構と協力関係を構築している者が国家情報活動に協力したことにより、本人又は近親者の身体の安全が脅かされたときは、国の関係部門は、保護及び救助のため必要な措置を講じなければならない。

第 24 条

国家情報活動に対して貢献し、かつ人身保護のための転居が必要な者に対しては、国は、適切な措置を講ずる。

公安、民生、財政、保健衛生、教育、労働、社会保障等の関係部門及び国有企業・事業体は、国家情報活動機構に協力して転居に係る十分な対応を行わなければならない。

第 25 条

国家情報活動を行い、又は国家情報活動に対する支持、援助若しくは協力を行ったことにより傷害を被り、又は犠牲となり死亡した者に対しては、国の関係規定に基づき相応の補償及び優遇措置を行う。

個人及び組織が国家情報活動に対する支持、援助及び協力を行ったことにより財産の損失に至ったときは、国の関係規定に基づき補償を行う。

第 26 条

国家情報活動機構は、厳格な監督及び安全審査⁽¹⁰⁾の制度を整備し、その活動要員の法律、規律等の遵守状況に対する監督を行い、かつ、法に従い必要な措置を講じ、定期的又は不定期に安全審査を行わなければならない。

第 27 条

いかなる個人及び組織も、国家情報活動機構及びその活動要員の職権逸脱、職権濫用その他の違法及び規律違反の行為について、告発又は告訴を行う権利を有する。告発及び告訴を受理した関係機関は、速やかに調査及び処理を行い、かつ、その結果を告発人及び告訴人に告知しなければならない。

国家情報活動機構及びその活動要員を法に従い告発又は告訴した個人及び組織に対しては、いかなる個人及び組織も抑圧及び報復を行ってはならない。

国家情報活動機構は、個人及び組織が告発、告訴及び状況報告を行うために便利な手段を提供し、かつ、告発人及び告訴人の個人情報を保護しなければならない。

第 4 章 法的責任

第 28 条

この法律の規定に違反して、国家情報活動機構及びその活動要員が法に従って行う情報活動を妨害した場合は、国家情報活動機構が関係機関に処分を求め、又は、国家安全

(10) セキュリティ確保に関する審査。

機関若しくは公安機関が警告若しくは 15 日以下の拘留に処する。犯罪を構成するときは、法に従い刑事責任を追及する。

第 29 条

国家情報活動と関係する国家機密を漏えいした場合は、国家情報活動機構が関係機関に処分を求め、又は、国家安全機関若しくは公安機関が警告若しくは 15 日以下の拘留に処する。犯罪を構成するときは、法に従い刑事責任を追及する。

第 30 条

国家情報活動機構の活動要員又はその他の関係者であると身分を偽って、ゆすり、詐欺、恐喝等の行為を行った者は、「中華人民共和国治安管理処罰法」⁽¹¹⁾に定めるところにより処罰する。犯罪を構成するときは、法に従い刑事責任を追及する。

第 31 条

国家情報活動機構及びその活動要員に職権の逸脱又は濫用、国民及び組織の合法的権利利益の侵害、職務上の便宜を利用した本人又は他人の私利の追求、国家機密、営業秘密又は個人情報等の違法又は規律違反の行為があったときは、法に従い処分を行う。犯罪を構成するときは、法に従い刑事責任を追及する。

第 5 章 附則

第 32 条

この法律は、2017 年 6 月 28 日から施行する。

出典

・「中華人民共和国国家情報法」 国务院法制办公室 〈http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/7/5/art_11_205605.html〉

(おかむら しがこ)

(11) 「中華人民共和国治安管理処罰法」 国务院法制办公室 〈http://www.chinalaw.gov.cn/art/2012/11/12/art_11_88203.html〉

